

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十四第

行發日一月十年一十和昭

論叢

社會費と娛樂稅……………

法學博士 神戸正雄

新國民主義の立場……………

經濟學博士 石川興二

農村負債整理問題……………

經濟學博士 八木芳之助

時論

低金利と資金の動向……………

經濟學博士 小島昌太郎

日印協定の改訂問題……………

經濟學博士 谷口吉彦

研究

マシーナル地代論に關する一考察……………

經濟學士 山岡亮一

獨占について……………

經濟學士 青山秀夫

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………

經濟學士 白杉庄一郎

說苑

廣島縣の産業の特色と將來の産業政策……………

經濟學士 安田元七

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

經濟論叢

第四十三卷 第四號 (通卷第貳百五拾六號) 昭和十一年十月發行

論叢

社會費と娛樂稅

神戸 正雄

緒言

生活の安定。是こそは、現内閣が出来た當初に標榜した政綱の一であり、二・二六事件も實は國民の生活安定への不信不満に其動機を有ち、此高價なる犠牲はただ此安定確立の爲めの故に、拂はれたのであつた。之を確定するの努力こそは内閣諸員が一死報國の覺悟にて爲さなくてはならぬものである。然るに時は遠慮なく過ぎて往くのに、其後國策の羅列徒らに多くして、未だ何一つとして生活安定の爲めの特別の施設は行はれず、むしろ増稅政策よりしては、生活脅威の必然

性さへも認められる。實際、此生活安定の目標は之を紙上に畫くことは易いが、之が實現は決してなまやさしい事ではなく、實に其の爲めには相當莫大に上ぼる資金を工面しなければならぬ。其處で斯かる事業の爲めの資源として何が適切かといふことが一の問題となる。私が茲に説かうといふのはかかる問題解決への一資料としやうとするものである。

第一段 地方社會費資源として娛樂稅の適當なる理由

私は社會費の擔當者としては地方團體が重きを成すべきものであり、そして其社會費資源としては娛樂稅が最適當したものであり、且つ此娛樂稅が一般に地方稅たるに適當し、即ち地方、社會費、娛樂稅、此三のものの中に切つても切れない關聯のあることを見出すのである。左に之を分説しやう。

(一) 社會費の擔當者——社會費は果して何人が之を擔當すべきものか。之については先づ現實に之を擔當して居る者を検討して其適否を考へて見やう。

(A) 自己——各人が困窮したときに、之を窮極に於て助くる者は矢張り自己である。他人、社會公共の救濟といふも、往々にしては頼りにはならない。それで各人は常に自ら備へ自ら助くることを忘つてはならず、公共からの救濟も亦た、此各人の自治、自助、自主を鈍らざる方法にて行はれなくてはならない¹⁾。また此救濟が寛大に過ぐるときには、被救濟者の貯蓄心を弱めること

1) King, Public finance. p. 122.

となり、彼等の道義心を劣悪とし且つ低下せしめ、其は彼等の爲めを計る所以ではなく、教育の根本義に反することになるし、更には、經濟組織をば共產主義化する恐もあるし、國費地方費其他とても、資力には限があつて、救濟を廣げ過ぎるときに、凡べてを救濟しても救濟し切れざることにもなる。²⁾それで各人は自主自助の精神を固くし、常に餘裕あるときに豫め蓄積を怠つてはならない。そして此が一般人に行渡るならば、社會費といふ公の負擔は殆んど無に歸し得る。だから若も一國の國民教育が行届き、各人が凡べて自助の自覺を有つときには、社會費無用ともなるを得るだらうと考へらるるが、併し實際、其教育者が凡べて揃つて能く之を爲し得るとは限らず、教育者が如何に人を得たとしても、抑も亦、教育を受くる人間性が本來、不完全なもので、其にて教育を受入れ得ない部分があり、特に人には生れながらにして低能、弱體なるがあつて、初めから自助といふ事の不可能なる者がある、さて又、本人が相當の心身を備へ、教育をも能く受入れても、そして彼が此を土臺として働かうとしても、外界の情勢によりては働くに途なきことがあつて、その自助を妨げるといふことがある。だから箇人主義、自主主義の旺盛なる英國でさへも、尙且つ自助のみにては甘く往かず、社會費といふ公の負擔が相當に大なものとなつて居るのである。

(B) 家族親族友人隣人——救濟が各人の自助に止まる限りは、社會費は實は成立せぬのである。社會費に代りて各自費にて行はるのである。處で此社會費が國家又は地方の公然たる社會費と

2) Bastable, Public finance 3 ed. p. 88.

3) Bastable, l. c. p. 86.

なるに至らずして、潜みたる社會費として、之に代る社會費の存することがある。其は茲に擧ぐるものと次の二項にて擧ぐるものとであり、そして茲に擧ぐるものが我國にては特に多く行はれて居るのを見るのである。其は狭くは同一家族に屬するだけに於て互に扶助する法律上の義務あるもあるし、假令之なくとも、少くとも之を爲すの道義上の義務はありとして、此扶助が盛に行はれて居る。そして其が親族にも友人にも隣人にも及んで居る。此事が時勢の進みに従ひ、段々と薄くなる傾はある、又、其が單なる道德、慣習に基く限り、時としては頼むに足らぬといふこともある。併し其れにしても我國の社會慣例では可なりに此扶助が行はれ、義理として他人を助けなくてはならぬとされ、各人は此等特殊關係者の爲めに相當救濟費を負ふ所である。かくて我國では人が國家地方の社會費を負ふことは洵に外國に比して少いのであるけれども、事情によりてはかかる潜みたる社會費を可なり多額にも負ふて居るのである。

(C) 雇主——が其使用人を救濟することがある。其を法律上の義務として負ふこともあるし、又其と並行して其以上にも行ふといふこともあつて、此の如き救濟が段々と廣くにも行はれつつある。そして雇主によりてはその使用人をば家族同様に心からいつくしみて救濟することもあるが併し段々と實利主義の進むに伴れては、雇主が其自身の利益を計るに追はれて、此種救濟が法律上の義務以上には及び得ぬ傾向にあるといふこともある。

(D) 未知の他人に對する同情者——救濟は上にいふやうな特殊干係者に對してのみでなく、未知

の困つた人に對しても行はるることがある。即ち人間としての愛、同情から之を救はうといふのである。此場合、其救濟者に於て強迫されて之を行ふこともあるし、多少厄介と感じつつも世間體を裝ふ爲めに行ふといふこともあるが、併し又、私を棄てた、純眞なる菩薩の心にて、博愛なる神の氣持を以て、自己満足にて行ふといふこともある。そして此感情は洵に美はしきもので、人が屢々此自然の感情を發露する機會を有つことは、彼をば眞に幸福ならしむる所以であり、やがて又、世の中を美化するにも必要である。此點に於て救濟が凡べて國家、地方からのみ機械的に行はれるやうになつたのでは物足らぬのであり、世の中にかかる人間愛から出た自發的救濟が相當には行はれるやうにありたい。そして此は各人各別にも行はれ、又慈善團體を作つて行ふといふこともある。尤も人間の不完全なる悲さには、かかる救濟は自然の儘にてはそんなに多くは行はるるものでなく、到底、此に重きを置くことは出来ない。

(E) 國家及地方團體——法律は或度まで一定範圍にて親族乃至、雇主に救濟の義務を負はせて居り、其及ばざるだけにては、各人の自助、其他の者の慣習上、道義上の救濟によりて救はるるのだが、其の及ばぬだけは結局は國家又は地方團體の救濟、即ち社會費に待つことになる。そしてかかる國及地方の救濟の必要となるのは、彼等以外の救濟が凡べて不確なものであつて、其にて十分甘く行くか不明であるからである。特に此等、公費以外の救濟によるときには、偶々厚き保護を受くるものと、薄く受くるものとが出来、又或者は可なり多く貢獻しつつ、他の者はそれに

つき我不關焉をきめ込むこととなりて、不公平を生ずるといふこともある。そして又、此社會的困難の存在は現在の私有財産制度の結果といふべきものもあつて、其は此制度の下に恵まれたる者の共同の責任といふべく、随つてかかる者の連帶給付によりて國費地方費として之を救濟するの至當なるものがあり、其上にも、今日にては罪人すらも最低生活を保障されて居るのだから、善良なる貧民をば救はずして見殺にすることの出來ぬといふことがあり、更に、此國費地方費にて統制的に支出すれば、箇人の私的救濟の如く、過度に不必用なる救濟を敢てすることのあるのを防ぎ、能く其費用を節しつつ、かかるものを他の一層有功なる方面へ使用せしめることの出來るといふこともある。尤も此終の點については、事情によりては反對ともなり、即ち公費用によりたるときに、一層無用の支出となるといふ弊も生じ得る。それで此社會費として國及地方の負ふものが必然に生ずるのであり、此が箇人主義思想の發展と共に、相互扶助の自らに不満足となるのと、産業界の動機變轉の甚しくなりて、生活難の益々加はるのによりて一層多く支出さるの勢にある。

(F) 結局——前記各種の擔當者中に就きては、理想としてはむしろ各人の自助にて十分能く行はれて、社會救濟不要となることだが、此は不完全なる人間、不完全なる社會にては望み難しとして、相互扶助の社會慣習も段々衰へるの勢にありて、雇主及親族の救濟も一定範圍を出でぬとするときに、結局、國又は地方、又は此二のものが共力して之に當る外なく、而かも此二のもの

4) Bastable, l. c. p. 87-90.

間にては地方が出来るだけ之に力を用ゐることとなるの運命にある。といふのは、地方は各人の生活に最接近して存在し、能く其生活の實況を知り得るの地位にあつて、其からして適切有功なる社會費の支出を爲し得るし、抑々又、市町村が一の住居團體、生活團體、隣保團體⁵⁾として、相互扶助に代りて社會救済に當るべきものでもあるからである。又之を初めより國家的に行ふときには此が餘りにも劃一的になつて、本來かかる救済は各人の生活度に應すべく、其は各國、各地方によりて異なるべきものである⁶⁾に、一樣の救済となるの結果として、或地方民にとりては却つて分に過ぎたるものともなり、やがて國家にとりては堪へ難き負擔ともなる⁷⁾。だから或度まで、特に地方の力乏しきか又は非常時などにては、國の力に待つの外なきことにもなるが、出来るだけは地方、特に市町村にて之に當るべきものとするのである。又、事業の性質によりては國家にて當るを適當とするものがある。例之、社會保險の如きである。かくて國家も近頃は此等につき益々多く寄與しつつあるけれども、其他の社會施設については地方の爲すべきものが益々増加しつつあつて⁸⁾、佛國などにてても之が費用につき地方が可なりに貢獻し⁹⁾、其他にてても地方が多く當つて居る。

(二) 社會費に適當なる財源——既に社會費は將來、地方費として大となるべき運命にあるとして、地方は之が財源をば何處に求むべきか。適當なる財源は何か。固より凡べての彼の收入は之にも向け得ること論を待たぬが、併し何か特に之に適切なる歳入といふべきものがないか、私は之を

5) Engländer-Schranil, Fw. 445.

6) King, l. c. p. 122.

7) Englis, Fw. S. 60.

8) Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 445. Lichtenstein, Die Finanzwirtschaft der deutschen Grossstädte S. 37-38.

9) Preuss, Die Finanzverfassung der Gemeinden und Departments in Frankreich

次ぎのものに見出す。

(A) 寄附——此について各人の寄附金に待つといふのが一方法である。實際、人には生れ乍らにして神性があり、博愛同情の心がある。特に近く住つて居る者、同地方の人の中に、困窮者のあるときに、之を見ては、何人も其の有つ資力の一部を投げ出して之を救つて見たくもなる。其が人間性の貴き一面である。人間性の半面には自我心があり、慾もあり鬼のやうな氣分もある。併し同時に半面、沒我的な、菩薩のやうな氣持を有つ。彼等に此美はしき氣持の發露する機會を有たすのは彼等を極樂の世界に置くもので、社會政策としても教育政策としても此機會を多く作るやうに努めなければならぬ。又、本來、社會人としての各人は、各人獨り存立せず、他人と共に存立し發展するものだから、其資力にて自らの生活を一通り充たしてあまつたものは、凡べて他人の爲めに寄與し得るものであり、彼が法律上に負ふ所の租稅等の寄與のみにては満足すべきものではないのである。それで地方團體としても、常に其地方民に對して、此同情心と扶助義務とに訴へて若干の寄附を勸説すべきものとする。其から集まるものの多寡は、實に其地方に於ける人心の反映でもあり、又、地方當局の努力の如何にもかかる。

(B) 富籤發行——此は我國にては一般には許されて居らず、地方にて行ふことも出来ぬのである。むしろ非常時財源を作る爲めに國家にて之を起せとの論があるのだが、其さへも未だに決し兼ねて居る。まして地方に許すのには反對が多からうとは思ふが、嘗て歐洲にては國營富籤の行はる

S. 7.

10) Bastable, l. c. p. 86. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 535. New York University, Current problems in public finance. p. 103.

るやうになつた以前に、此慈善目的の爲めの富籤發行が可なり廣く許されて居たといふことであり、其から考へても、社會費には富札發行も一の適切なる財源かと思はれる。特に此社會費捻出の爲めにといへば、富籤に伴ふ弊害も少くして濟まうかと思ふ。即ち此場合之を地方が行ふとして、勿論其目的を明示し、特に其社會費をば全部之により充てるのでなく、むしろ一半は他の歳入からも之を支辨し、其残りの一半をば此富札にまつこととすれば、其の富札に待つものが左まで大とならず、そして富札の買得者は半ば其地方の社會費へ寄附するの氣持を有ち、半ば射倖を爲し茲に運試めしを行ふの氣持を有つこととなつて、當らなかつたときには、其しきの小額のものは寄附したと思ひ諦めることが出來、其爲め自暴自棄に陥ることもなく、漫りに自己の力不當に大な富札を買ふて無理な金工面を爲して他人に迷惑を及ぼすといふことにもならず、當つたからといふて大して浪費を爲すといふほどのこともあるまい。但し此が全く無弊害といふことは出來ぬ。何ほどか此富籤に伴ふ社會的、道德的、經濟的弊害、特に眞面目なる經濟的努力を輕視し且つ浪費を助長するといふ缺點は残る。だから之を重視すれば率かに之に共鳴が出來ぬかも知れない。

(C) 娛樂稅——上にもいふ如くで、社會費財源として寄附、富籤に長所もあるけれども、寄附では事情によりてはあまりに多くを期待し難いかも知れぬし、富籤には根本的の反對も出で得る。其處で行ひ易き第三の方法としては娛樂稅が考へらるる。此が又、社會費と何ほどか關係がある

11) Bela Földes, a. a. O. S. 186.

12) Moll, Fw. S. 255. Bela Földes, a. a. O. S. 187.

のである。其は、世の中には餘裕のある人と之なきの人とがあり、隨つて餘力を以て娛樂を爲し得るものと、其れだけの餘裕のなきものとがある。一方は恵まれた人、他方は恵まれない人である。人は今日の私有制下にては、自己の財産をば大體自由に處分し得られ、之にて娛樂を行ふのは自由である。人間は人間として、さう謹嚴でのみは居れない。其餘裕を以て娛樂を爲し得るのが理想であり、人は又其の出来る境遇にならうとして努力を爲すもので、此が出来ぬとなれば自ら其努力も鈍る。其れ故に、此娛樂享受は禁止すべきでなく、其の充實する途を開くことが世の中の進歩の爲めには望ましとする。ただ人間性としては、之を爲すについて、何ほどか、他の同胞人の恵まれぬ人の事を思ひやりて、餘裕はあつても其にて娛樂を爲すのを遠慮する氣持を有つ。隨つて娛樂も十分には享受し兼ねるのである。然るに此に娛樂稅がかかり、其が社會救濟費に向けらるる、そして其収入が多ければ多いほど救濟が充實するといふことを見出すときに、即ち娛樂の多少が社會費充實に影響すといふことを見出すときに、人は其餘裕を以て心安らかに娛樂に従ひ得ることになる。かくして人には益々努力しつつ、益々娛樂し得ることとなりて、人の生活が充實し、私有制度の効果は十分發揮され、而も救濟も亦良く行届くことになつて、一石二鳥を期し得る、是れ娛樂稅が社會費に關係ありといふ所以¹³⁾で、即ち此が社會費財源に適當することになるのである。

(三) 娛樂稅が地方稅に適當なる理由――

13) 拙、租稅研究、六卷、327。

(A) 地方の擔當すべき社會費財源として娛樂稅の適當なること——上にいふやうにして、社會費財源としては娛樂稅が適當し、そして地方が社會費の擔當者として大に爲さなくてはならぬとすると、此點からして一應は娛樂稅が地方社會費財源に供すべきものといふことになる。

(B) 其他——にも娛樂稅が地方稅に適當なる條件を備へ、隨ふては又、此稅は一層にも地方財源に指定すべきもの¹⁴⁾といふことになるのである。尤も其れだからといふて、此が國稅としていけぬといふのでなく、之に充つるの理由を全く缺くといふのではない¹⁵⁾。そして此稅が地方稅としての條件を備ふるといふのは次の如くである。

(い) 地方分別性——課稅物件の地方分別性といふことが地方稅には必要だが、其は此娛樂稅にも備はる。一地方にて行はるる娛樂は其々の地方に於ける物件で、此に他地方の課稅權を及ぼすべきの理由はない。勿論、其をば他地方の人が來て娛樂するといふことはある。けれども其享受する場處は其の娛樂地方であり、其稅は行爲地享受地にて課して良い。此稅を一の人稅とせず、單なる物稅とすれば其れで良い。だから此稅にては他地方關係の餘地はなく、隨つて重複課稅の問題は此には起らぬ¹⁶⁾のである。

(ろ) 物件の捕捉易及標準の評定易——といふことが地方の特別稅には必要だが、此も此娛樂稅には備はる。地方機關によりても其しきの事は出来る。娛樂稅の物件たるほどの娛樂は大體、公然たる娛樂で、地方の手によりても容易に擱める。又、之が課稅標準の評定とても、從來行はれ

14) Englis, a. a. O. S. 170. Lichtenstein, a. a. O. S. 81-82. Terhalle, Fw. S. 501. Derselbe, Leitfaden der deutschen Finanzpolitik, S. 174. Lotz, Fw. 2. Aufl. S. 946. Popitz, Aufwandbesteuerung im allgemeinen. (Hdb. d. Fw. II.) S. 207.

15) 拙、前出、355.

16) Lotz, a. a. O. S. 359.

た所でもある如くに、容易に地方の手にて行はれ得るのである。必ずしも之につき國の手に依らなくてはいけぬといふものではないのである。

(は) 物件が地方と特別關係を有つこと——(1)前にいふた、地方の擔當すべき社會費の財源として娛樂稅が適するといふことも其一端であるが、(2)此外にも、此娛樂稅の物件たる娛樂は地方の風教に影響し、其地方の厄介となるといふことがある。特に其娛樂者が其地方人であれば、其地方自らの責任で、仕方もないが、往々にしては外國人、外地方人が來て之を行ひ、其地方の風教を害し、其地方に厄介を残すといふことがある。此外來人には、其れだけに於て課稅をすることが、此對償の意義にて望ましとするが、此が此稅によりては或度まで行はれ得る。即ち此稅は此外來人に課するに丁度適した稅だといふことである。¹⁷⁾(3)今一つには、此が取締の爲めに地方に特別の費用をかけるといふことがある。¹⁸⁾此が補償の意味にても公平上、地方稅の課稅物件たるに適する。尤も此が不動産の如くに、其地方と不可離の關係にあるのではないから、例之、一地方にて此娛樂に過重の稅をかければ、此が或度までは之を避けて、稅の比較的軽い近隣地方に逃げて往くといふことがあり得る。

(に) 比較的零碎なる收入を生ずること——此稅が何ほどか收入源とはなるけれども、而も其内容が複雑多様であり、一つ々々では大した收入ではなく、國稅とするのにはむしろ小に過ぎ、何れかといへば地方に任かしたが良いといふことになる。尤も此が近代的大都市にては、此稅は可

17) 拙、前出、331.

18) 同上、353.

なりに發展して、既に相當の大収入を供することにもなつて居る。¹⁹⁾

(ほ)課税物件が地方的に可なり事情の異なるものなること²⁰⁾——娛樂といふものは或度まで地方に
よりて大に異なる。大都市と小都市、其れと田舎とでは可なりに異なる。然るに國稅で課すれば、一
率に取ることになる。²¹⁾其處に不公平の生ずる恐がある。かかるものは、むしろ地方稅として、各
地の事情に應じた課税をしたが良いといふことになるのである。

(四)娛樂稅の長短——娛樂稅は右いふ如くにして地方稅として存立する價値あるものとなるが、併
し此が一の稅としては長短ともに備へ、能力に應ずるの稅としての第一資格は或度まで備へるけ
れども、色々の弱點はあり、併し又、之を補ふだけの長所もあつて、絶対に良き稅ともいへぬが
然りとて無下に排斥するにも及ばぬことは、私が嘗て詳説した所だから、此には之を省く。

第二段 娛樂稅收入を地方社會費に充當する方法

前にいふ如くにして、娛樂稅は一般に地方稅たるの資格があり、そして地方の擔當すべき社會
費に充つるに適當なるものとして、さて此稅收入をば如何にして夫の社會費に充當するか、其方
法如何が次の問題である。

(一)目的稅とする方法——が第一に考へらるる。即ち此稅收入をば凡べて特に一の特別の會計とし
て社會費の爲めに充つることとするのである。そして其例は可なりに多く、特にザクセンにあり、²⁴⁾

19) Popitz, a. a. O. S. 207.

20) 拙、前出、353.

21) Conrad, a. a. O. S. 276.

22) 拙、前出、320. 以下

23) 拙、前出、328.

24) Eheberg, Zwecksteuern. (Hwb. d. Stw. 4 Aufl. VIII) S. 1234.

佛國にても、市町村の救貧金庫の爲めに演劇其他の公娛樂に課税するを許される²⁵⁾といふことである。そして之が長短を擧ぐると、

(A) 其長所——かくして此稅收入が凡べて特に社會費に充てらるるときに、人民は一層明瞭に其收入の行末を諒解して、氣安く娛樂を爲し、以て社會救済に貢獻し得る。彼は自ら慰みつつ、他人をも救済し得ると自ら考へることが出來、かくして社會費が充實することの出來るやうになるといふのである。

(B) 其短所——ただ此目的稅には豫算の統一を破るといふ大缺點がある。其爲め豫算の全體から見て、或經費には財源が不足して不満足を感じつつも、他の經費にては剰餘があり冗費を使つて居り、即ち不満足でもあり不經濟でもある²⁶⁾。だから此制度が今日文明國では單なる昔の遺物の外は、大體消滅することとなつた²⁷⁾のも無理からぬ。それで娛樂稅收入を社會費の爲めの目的稅とするのは採らぬが良い。

(二) 此稅收入の一部を社會費に充つる方法——が次に考へらるる。此にも三つある。

(A) 本稅收入の一定金額をば社會費に充つる方法——が其第一である。併し其の一定額といふのをば永久同じ額として置いたのでは、其費用が時世と共に膨脹するのに順應し得られぬといふことがある。だから之を採るとすれば其の行はるる期間を豫め定めて置かなければならぬ。例之、五年間とし、其の五年目毎に更改することとするのが適當といふ²⁸⁾ことになる。處がさうなつても

25) Conrad, a. a. O. S. 274.

26) Lotz, a. a. O. S. 278, 864.

27) Bräuer, Finanzsteuern, Zwecksteuern und Zweckverwendung von Steuererträgen, S. 27.

28) Bräuer, a. a. O. S. 32.

其定められた五年間は、折角、此税収入が増大して居るに拘らず、又其目的の経費が膨脹しつつあるにも拘らず、此等に順應し得られないといふ缺點がある。

(B) 本税収入中、一定額を超過する部分を社会費に充つる方法——が次ぎに考へらるる。此れだと、此経費に充てざる一定額が定まるのであり、随つて此税収入が増大すれば、其に随つて社会費に充つる部分が自らに増大することになるといふ利はある。併し又、過大に社会費の爲めに使はれるといふことがあり得るし、其は社会費の増大の勢の大なるときには大した心配なしとしても、特に税収入の減退したときに、折角の社会費も甚しく縮少されなくてはならぬといふことになり、場合によりては、本税収入が夫の一定額以下となるとき²⁹⁾の如き、目的支出は凡て行はれぬといふことにもなる。それで此でも甘くは行かない。

(C) 本税収入の一定割合を社会費に充つる方法——が第三に考へらるる。其はベーメンにて本税収入の一割を病院基金に繰込むことにて行はれて居る³⁰⁾。此れだと本税収入の必ず一定割合のものを社会費に充てることになるから、前記第二方法の如く、目的使用部の消滅する恐はない。けれども此にても、税収入の動搖が直ちに経費使用の額に影響するのを免れず、時としては過大なる支出となることがあり、其は大して心配なしとしても、其費用に充てらるる収入が非常に小くなる爲めに、困まるといふことが生じ得る³¹⁾。

(三) 形式上、目的税とせずして、實質上、少くとも此税収入は凡て之を社会費に充つることとし

29) Bräuer, a. a. O. S. 32.
30) Engländer-Schranil, a. a. O. S. 331.
31) Bräuer, a. a. O. S. 32.

て、其趣旨を人民に徹底せしめる方法——が適當といふことになる。此は目的稅の場合の如く、特別の會計、基金を作らず、全體の會計、豫算の中にて之を行ふ。又目的稅の如く此稅收入のみを此費用に充てるのでなく、又其稅收入の一部のみを此費用に充てるのでなく、むしろ他の歳入をも此費用に向け、以て十分に此に必要なだけの收入をば此に充て、ただ少くとも此稅收入だけは全部之に充てるとするのである。だから此稅收入が増大すれば益々社會費は充實するし、此稅收入が減じたとしても、社會費の必要なるだけは何とか他歳入から工面して之を充たすことになるので、此稅收入が増減しても此經費の根本を動かす恐はない。而かも少くとも此稅收入は凡べて社會費へ向けるといふから、娛樂者は他人と樂を分ちつつ自ら樂しむといふ氣持となつて、益々社會費の充實に寄與し得ることになるのである。それで此方法は目的稅の缺點を除きて、其長所を利用し得るのである。尙ほ人民に夫の自覺を強める爲めに、又は之を促がす爲めに、即ち此方法の趣旨を徹底せしめる爲めには、此稅收入と社會費との數字上の干係をば公表することを怠つてはならぬとする。

(四)娛樂稅其ものの課稅方法——については、私は嘗て之を詳説した³²⁾から、今は之を省く。が今日我國にて何うなつて居るかといふと、其は矢張り主としては地方稅となつて居る。併し若干、國稅にも含まれては居る。左に之を分類して參考に供さう。

(A)營業稅の形にて營業者に就いて課するものとしては、國稅營業收益稅及其地方附加稅に於け

32) 拙、前出、233 以下

る營利法人の營業中の娛樂關係營業への分、個人の營業中の寫眞業、席貸業、料理店業への分。地方營業税に於ける寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋業への分、前記國稅營業收益税に於ける個人營業にして其免稅點以下のものへの分。地方雜種税に於ける演劇其他の興業(の一部)、酌婦置屋への分。

(B)職業税の形にて職業者について課するものとしては、地方雜種税中の、遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其他之に類する者、給仕人などの税。

(C)消費税(使用税を含む)の形にてとるものとしては、地方雜種税に於ける船(一部)、車(一部)馬(一部)、狩獵(一大部)、演劇其他の興業(一部)、遊興、溫泉、玉突臺、鶺鴒、觀覽、遊漁、馬券買得、蓄音器、ゴルフ、などの税。地方税に關係なき全くの國稅としては、骨牌税、狩獵免許税(一大部)がある。尙ほ、近頃、スポーツ課税の當否が屢々問題となるが、之をば所謂興業といふ中に入れるのには、聊か不穩當とも考へらるるが、併し此は明かに一の娛樂ではあり、かかるものへの税として、雜種税の一として許可を得て之を課するのには反對すべき理由はない。そして前にもいふやうにして、此税の收入が全部、其社會費に充てらるることになれば、スポーツ娛樂者は喜んで又は進んで之が納税を爲すことにならうと思ふ。

結 論

以上要之、社會費は將來益々多く地方により支出せられて、國民生活の安定に資せらるべきものであつて、そして之が財源としては、娛樂稅が最好適と考へらるる。而かも此稅が一般に地方稅たるに必要な又は望ましき諸の條件をも備へて、尙更に地方は之を利用して其社會費の充實を期すべきである。ただ之を社會費に向くるの方法については、目的稅とし又は其收入の一部を之に向けるといふことも出来るが、其よりは、むしろ形式上、目的稅と爲さず、實質上社會費には此稅以外の歳入をも充て、其上に本稅收入だけは凡べて社會費に充てるとして、其趣旨を人民に諒解せしめるのが穩當であるとす。